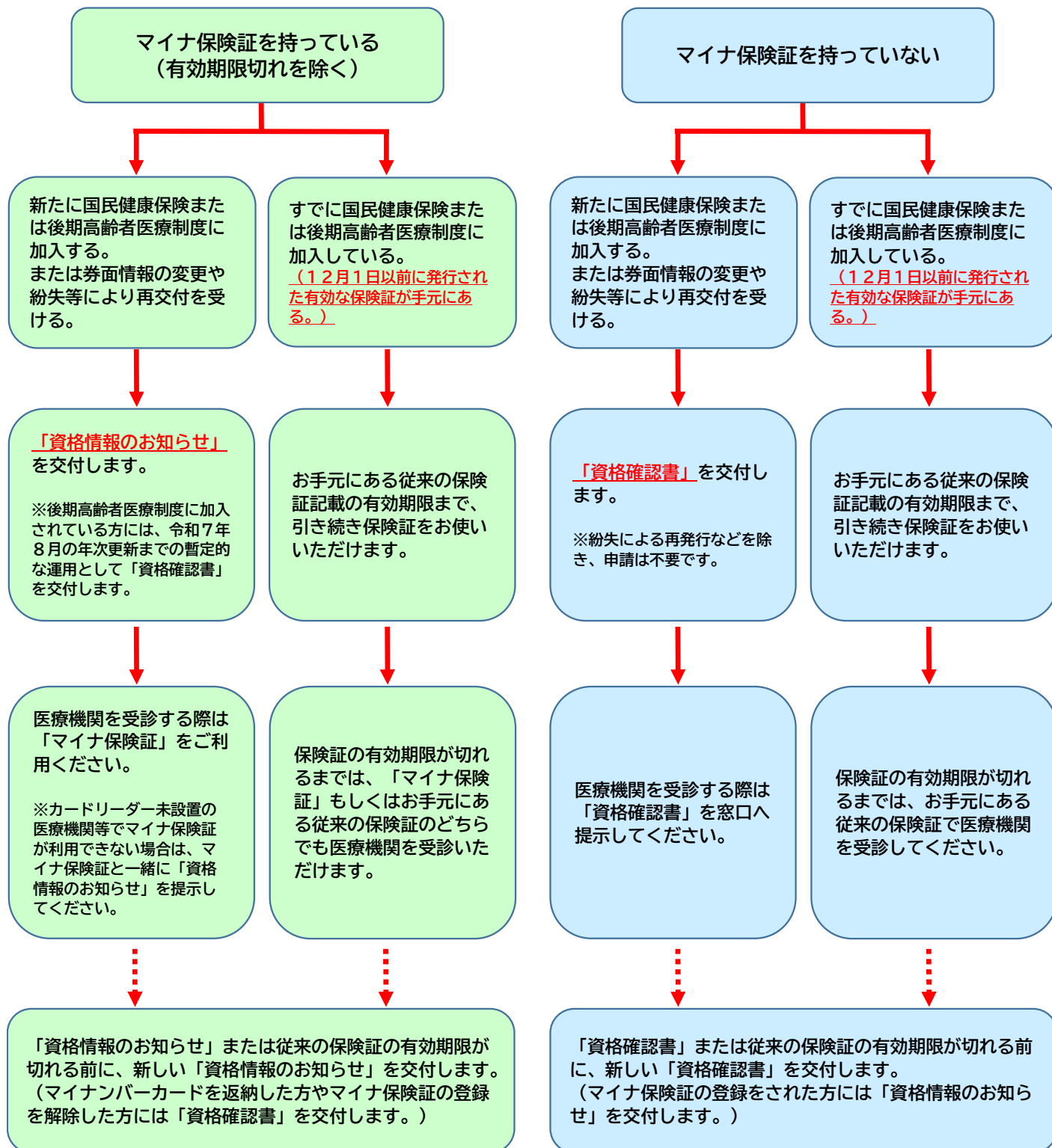


【国保・後期】令和6年12月2日からのマイナ保険証による受診を基本とする仕組みについて



令和6年12月2日から従来の保険証の新規発行・再発行が終了し、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）による受診を基本とする仕組みに移行しました。
今後、これまで発行してきた保険証の取扱いや医療機関への受診の仕方が次のとおり変わります。



●「資格確認書」
資格確認書を医療機関窓口へ提示することで、従来の保険証と同じように受診することができます。

●「資格情報のお知らせ」
資格情報のお知らせは、マイナ保険証を持っている方が自身の資格情報を把握するための書類です。この書類のみでは受診できませんが、カードリーダー未設置の医療機関やシステムの不具合等でマイナ保険証が利用できない場合、マイナ保険証と一緒に医療機関へ提示することで受診することができます。